

どっこい暴力団は生きてゐる

暴追かわら版

平成26年 1月14日

No. 168

公益財団法人青森県暴力追放県民センター
暴力団等の不当要求断固拒否！ 相談電話017-723-8930

アンケート調査結果

平成25年中に実施した

「不当要求防止責任者講習」

は、1,024人が受講しております。

アンケート調査は、1,055人中615人から回答を受けており

裏面アンケート調査結果のとおり

615人中「118人」

が不当要求を受けたことがあるとの回答でした。

また、

118人中「19人」

の方が不当要求に応じているという結果で、要求内容で特に多かったのが「機関誌等図書購入」「商品の欠陥、対応態度に対する言いがかり」です。

大切なことは、反社会的勢力を「怖いものは怖い」と感じることは仕方ないとしても、怖いから「お金を渡そう」とか「返還要求を控えよう」とか「条件を呑もう」というように、恐怖心を利用した彼らの要求に応じてしまわないことです。

その結果、彼らを利することになり、側面援助することに他なりません。

外部専門機関（警察・暴追センター・弁護士）と連携し、適切な対応をとることが重要です。

アンケート調査結果(H25. 1～12まで)

(公財)青森県暴力追放県民センター

平成25年中に実施した「不当要求防止責任者講習」は一般受講者と行政職員を合わせて計1,055人が受講しています。このアンケート調査は、受講者1,055人中、615人(行政はアンケートなし)の回答をもとに作成したものです。回答者615人中、118人の方がこれまでに何らかの不当要求を受けたことが「ある」と回答しています。

① 暴力団等反社会的勢力からの不当要求時期

(不当要求を受けた118人)

回答数 118

項 目	回 答
1 1年以内	21 17.8%
2 2年以内	7 5.9%
3 3年以内	10 8.5%
4 3年以上	80 67.8%

② 不当要求してきた相手

(不当要求を受けた118人)

回答数 118

項 目	回 答
1 暴力団	12 10.2%
2 エセ右翼	27 22.9%
3 エセ同和	9 7.6%
4 暴力団関係者	13 11.0%
5 その他・不明	57 48.3%

③ 要求内容はどんなことか

(不当要求を受けた118人)

回答数 118

項 目	回 答
1 機関紙等図書を購入	39 33.2%
2 物品購入	10 8.5%
3 スキャンダル等口止め	1 0.8%
4 用心棒、みかじめ料	1 0.8%
5 下請け、自販機の設置等	3 2.5%
6 寄付金、賛助金	2 1.7%
7 商品の欠陥、対応態度に対する言いがかり	30 25.5%
8 債権取り立て	1 0.8%
9 飲食代、工事代金不払い	1 0.8%
10 融資、借金の申し込み	3 2.5%
11 その他	27 22.9%

④ 要求を受けたとき誰に相談したか

(不当要求を受けた118人)

回答数 118

項 目	回 答
1 青森県暴力追放県民センター	1 0.8%
2 警察	16 13.6%
3 弁護士	5 4.3%
4 会社等の上司	48 40.7%
5 同僚、友人、知人	3 2.5%
6 家族	6 5.1%
7 相談しなかった	34 28.8%
8 その他	5 4.2%

⑤ 不当要求にどのように対処したか

(不当要求を受けた118人)

回答数 118

項 目	回 答
1 全面的に応じた	4 3.4%
2 一部応じた	15 12.7%
3 拒否した	99 83.9%

⑥ 要求に応じた理由

(要求に応じた19人)

回答数 19

項 目	回 答
1 威圧を感じた	2 10.5%
2 トラブルが拡大することを恐れた	3 15.8%
3 報復の危険を感じた	0 0.0%
4 対応が不慣れであった	0 0.0%
5 以前から応じており断れなかった	2 10.5%
6 要求金額が少額だった	2 10.5%
7 当方にも一部非があった	8 42.2%
8 その他	2 10.5%

⑦ 要求に応じなかったときの相手の行動

(拒否した99人)

回答数 99

項 目	回 答
1 迷惑電話など嫌がらせ行為をしてきた	13 13.2%
2 人的、物的危害を加えてきた	4 4.0%
3 街宣活動をしてきた	2 2.0%
4 そのまま引き下がった	74 74.7%
5 その他	6 6.1%

⑧ 青森県暴力追放県民センターを知っていたか (アンケート回答者 615人全員の回答)

項 目	回 答
1 知っていた	394 64.1%
2 知らなかった	221 35.9%
3 無回答	

⑨ 青森県暴力追放県民センターで暴力団等に関する相談を受けていることを知っていたか

(⑧で「知っていた」と答えた 394人からの回答)

項 目	回 答
1 知っていた	281 71.3%
2 知らなかった	113 28.7%

回答者 615人中、118人の方(約5.2人に1人)がこれまでに不当要求を受けたことが「ある」と回答しています。そのうち、19人(16%)の方が要求を受け入れており、回答者 615人中32人に1人の割合で不当要求に応じていることになります。

その場で拒否した場合、74.7%がそのまま引き下がっており、毅然とした態度で、はっきりと要求を拒否することが重要です。

どっこの暴力団は生きてる

暴 追 か わ ら 版

平成26年 2月17日

No. 169

公益財団法人青森県暴力追放県民センター
暴力団等の不当要求断固拒否！ 相談電話017-723-8930

第11回青森県民事介入暴力対策研究会の開催について

本年2月4日（火）青森市の「ラ・プラス青い森」において「民事介入暴力対策研究会」を開催した。

この研究会は、平成14年に青森県弁護士会、青森県警察本部と当センターの三者による研究会を設置し、相互の連携による民事介入暴力対策を推進している。本年の開催状況は下記のとおりであった。

記

- 1 開催日時
平成26年2月4日（火）午後3時から
- 2 開催場所
青森市中央一丁目
ラ・プラス青い森
- 3 出席者
 - (1) 青森県弁護士会
弁護士会会長以下12人
 - (2) 青森県警察本部
警察本部長以下7人
 - (3) 青森県暴力追放県民センター
専務理事以下4人

4 協議事項

◎ 青森県弁護士会

「競売からの暴力団排除について」

◎ 青森県警察本部

「暴力団情勢について」

「暴力団排除の取り組み状況について」

「暴力団事務所使用差止請求訴訟の手續等について」

◎ 青森県暴力追放県民センター

「暴力団事務所使用差止請求業務に伴う適格センターの認定について」

「不当要求行為に関するアンケート調査結果について」

5 協議状況

活発な意見交換によりさらなる連携強化を確認し、民事介入暴力に対し毅然と対応していくことを再確認した。

